

地震などの災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、日ごろから「いざというとき」のために準備しておくことが大切です。

災害について関心を持ち、災害発生時の安全確保や非常持出品について、普段から家庭で準備しておきましょう。

非常持出品・備蓄品の用意は万全ですか？

非常持出品（1次持出品）とは…

避難する時にまず最初に持ち出すべき生活必需品のこと。



ポイント

男性で15kg、女性で10kg程度を目安に用意し、リュックサックなどにひとまとめにして、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

- ①現金（停電時の公衆電話用に10円玉も必要）
- ②預貯金通帳、印鑑、免許証など貴重品類
- ③携帯ラジオ、懐中電灯（電池も）、筆記用具
- ④ヘルメット（防災ずきん）、軍手、防寒具
- ⑤飲料水、乳幼児用の粉ミルク、離乳食 など
- ⑥非常食（乾パン、缶詰などの火を通さなくてもよい食品）
- ⑦救急医薬品（ばんそうこう、常備薬）
- ⑧ライター、缶切り、ビニール袋 など
- ⑨タオル、ティッシュ、紙おむつ など
- ⑩マスク、消毒液など感染症対策用品



非常備蓄品（2次持出品）とは…

災害復旧までの数日間を自活するためのもの。



ポイント

最低でも**3日分**を用意し、非常時でも取り出しやすい場所に保管しておきましょう。

- ①飲料水（ペットボトルなど。一人1日3リットル）
- ②米（缶詰、レトルト食品、アルファ米）
- ③副食（缶詰、レトルト食品、ドライフーズ）
- ④調味料、菓子（特に子ども用として）など
- ⑤燃料（卓上コンロ、ガスボンベ）
- ⑥鍋、紙皿、紙コップ、ラップ など
- ⑦洗面道具、せっけん、洗剤 など
- ⑧衣類（上着、下着）、毛布、寝袋 など
- ⑨バケツ、ポリタンク、防水シート など
- ⑩ポータブルストーブ



共通 各種アウトドア用品は、災害時にも便利です

地震などの災害から身を守るための心得10カ条

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 第1条 まず、わが身と家族の安全を！ | 第6条 デパート・劇場などでは係員の指示に従って行動を！ |
| 第2条 グラツときたら火の始末を！ | 第7条 自動車は左に寄せて停車！規制区域では運転禁止！ |
| 第3条 あわてて外に飛び出さな！ | 第8条 山崩れ・崖崩れなどに注意！ |
| 第4条 戸を開けて出口の確保を！ | 第9条 避難は徒歩で！持ち物は最小限度に！ |
| 第5条 戸外では頭を保護し、危険なものから身を避けよ！ | 第10条 デマで動くな！正しい情報で行動を！ |

あなたの家屋は安全ですか？

①家屋の耐震化を検討しましょう

昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正され、改正前の基準で建てられた家屋は、耐震性が不足している可能性があります。都市建築住宅課では、木造住宅の耐震診断および耐震改修の一部助成を行っていますので、ご相談ください。



②家具や冷蔵庫を固定しましょう

阪神・淡路大震災では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。地震から命を守るために次の対策を心掛けましょう。

- ▶家具は転倒しないように固定する、また、下敷きにならないよう向きや配置を変える
- ▶ガラスの面に飛散防止フィルムを貼る
- ▶寝室にスリッパを置く

自主防災組織を設立しましょう

①自主防災組織とは

災害から生命・財産・家屋を守るために地域住民が防災活動を行う組織をいいます。



②自主防災組織の必要性

災害が発生した場合、救助要請が殺到し、消防や警察などの防災機関だけでは十分な対応ができない可能性があります。「自分の身は自分で守る」ために、災害に備えて地域ぐるみで助け合い、被害を最小化することが必要です。

③自主防災組織の活動

平常時は、被害の発生や拡大を未然に防止するための防災訓練、安全点検、防災知識の普及啓発など、また、災害時は、初期消火、救出・救護、情報の収集・伝達、単独避難が困難な方への声掛け・集団避難などを行います。

④自主防災組織の設立

自主防災組織を設立するためには、広報班、救出救護班、避難誘導班などの役割分担を行い、市役所に届け出をする必要があります。市内には主に町内会単位で組織された24団体、約5,600人が活動しています。

避難所の設置について

災害によって市が避難所を開設する場合、次のようにお知らせします。

①自主避難所について

避難が必要ではないが、台風の接近などによって自宅にいたことが不安な方のために、自主避難所を開設することがあります。

周知方法

- ▶ 町内会長への連絡
- ▶ 市のホームページ
- ▶ テレビのテロップ、8チャンネルの地デジ広報

②避難勧告等について

災害が発生、または発生のおそれがある場合、市は避難勧告等を発令して避難所を開設します。

周知方法

- 左記周知方法のほか
- ▶ 携帯電話の緊急速報メール
 - ▶ 広報車
 - ▶ 「Yahoo!防災速報」アプリ

「警戒レベル4」で危険な場所から全員避難！5段階の「警戒レベル」を確認しましょう



警戒レベル	1	2	3 危険な場所から高齢者等は避難	4 危険な場所から全員避難	5 命を守るための最善の行動をとる
避難行動等	災害の心構えを高めましょう	避難に備えハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動を取りましょう
避難情報等	早期注意情報(気象庁が発表)	洪水注意報 大雨注意報等(気象庁が発表)	避難準備・高齢者等避難開始(市町村が発令)	避難勧告 避難指示(緊急)*1 ※1…地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令。(市町村が発令)	災害発生情報*2 ※2…災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令。(市町村が発令)

✓ 避難場所などは、市のホームページに掲載しています

美唄市総合トップ [住民情報サイトへ](#) → 早引きインデックス [防災](#)



避難場所ページ



指定緊急避難場所・指定避難所ページ